

様式第3号（第13条関係）

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>政策調整会議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和6年1月12日（金） 午前8時54分から 午前10時47分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館3階 市長公室</p>
<p>出席者及び 欠席者の 職・氏名</p>	<p>【出席者】 稲葉市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、 清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、 山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、 紺清会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、 野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 濱福祉部次長兼障害福祉課長、小笠原福祉相談課長、 菅野同課主幹兼課長補佐、平岡同課地域福祉係長 高橋こども未来課長、鈴木健康づくり課長</p> <p>（担当課2） 玄順こども・健康部次長兼保育課長、山本同課長補佐</p> <p>（担当課3） 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、田島同課長補佐、 細田同課住宅政策係長、並木同課同係主任</p> <p>（事務局） 櫻井政策企画課長、横田同課政策企画係主事</p> <p>【欠席者】 なし</p>
<p>議題</p>	<p>1 （仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（素案） 2 公立保育園の給食費の対応 3 朝霞市マンション管理適正化推進計画の策定</p>

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】(仮称)朝霞市福祉等複合施設基本計画(素案)概要 ・【資料2】(仮称)朝霞市福祉等複合施設基本計画(素案) ・【資料3】公立保育園の給食費の対応 ・【資料4】朝霞市マンション管理適正化推進計画策定の概要 ・【資料5】朝霞市マンション管理適正化推進計画(案) 		
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	■要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
傍聴者の数	—		
その他の 必要事項	なし		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 （仮称）朝霞市福祉等複合施設の基本構想の策定

【説明】

（担当課：営野福祉相談課主幹兼課長補佐）

まず始めに、説明内において、本年度の（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（素案）については「基本計画」と表現するのでご了承いただきたい。

資料1をご覧ください。

（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（素案）については、令和5年11月17日に策定の（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本構想の結果に基づき策定した。

資料1（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本計画（素案）概要の1ページをご覧ください。

基本計画は、「1基本計画の目的」から「6事業計画」の6つの章で構成されている。

1章の基本計画の目的では、この基本計画は、基本構想で決定した導入機能を踏まえ、福祉等複合施設の利便性、機能性、周辺環境との連携を考慮し、具体的な計画案を示している。

次に、導入能ごとの施設については、まず、子育てしやすい環境の充実のための機能子育てしやすい環境の充実のための機能は、児童館と子育て世代包括支援センターから構成される。

次に、福祉相談のサービス向上のための機能としては、社会福祉協議会及び障害者基幹相談支援センターから構成される。

続いて、防災機能の拡充については、災害ボランティアセンター及び防災倉庫機能（帰宅困難者支援用）から構成される。

続いて、まちなかの交流やにぎわいづくりは、施設内に交流スペースを創出したいと考えている。

最後に、その他の導入機能については、屋内外の共用機能、駐輪場・駐車場で構成される。

続いて、同じく1ページの第2章各機能の利用イメージと規模の設定は、計画地の特性や条件、建築可能な規模を確認したうえで、導入機能について、それぞれの規模の設定をする。

「計画地の法規制等より、本複合施設の建築面積は最大約800㎡、延床面積は、最大約2,300㎡とし、階数は4階程度と想定する。

なお、詳細は基本設計、実施設計にて検討を行うものとする。

次は、2ページ、各階フロア配置計画（案）をご覧ください。

主な配置機能として、1階に交流スペース、防災倉庫、駐車場を考えている。2階に交流スペース、障害者基幹相談支援センター、社会福祉協議会を考えている。3階に児童館、子育て包括支援センターを考えている。4階に児童館を考えている。

次に、第4章の管理運営方針は、建物管理や施設運営については、外部による委託又は指定管理による管理運営が想定されるため、各施設が連携して一体化した管理運営を行い、運営コストの縮減を図りたいと考えている。

次に、3ページをご覧ください。

第5章の民間活力の活用では、本複合施設の建設・運営管理において民間活力の活用の可能性について、基本構想の内容を基に、民間事業者の意向把握を行った。

意見・結果としては、基本構想の内容を基に実施したため、官民連携事業に一定の関心

はあるものの、具体的な検討に際しては、基本構想の内容だけでは判断できないとの意見があった。

同じく3ページ、第6章事業計画では、事業手法の選定として、本施設の立地条件や導入機能等を提示したうえで民間事業者の意向を確認した結果従来手法が適すると判断し、建設コストの縮減を図るため、設計者選定にあたってプロポーザル方式の採用を積極的に検討する。

次に、概算事業費の試算については、概ね24億円と考えている。

今後の事業スケジュールについては、本年度、基本計画策定後、令和6年度～令和7年度に基本設計、実施設計。令和8年度～令和9年度に工事。令和10年1月に完成予定である。

続いて、本日配布した追加資料について説明させていただく。

追加資料No.1、(仮称)朝霞市福祉等複合施設基本計画(素案)の1ページ、12行目の2-1施設規模の条件について、御意見のとおり修正させていただく。

同じく、素案の5ページ10行目について、「①相談援助事業等の実施」としていた部分は、「①福祉相談総合窓口の実施」と変更させていただく。

同じく、素案の7ページ15行目は御意見のとおり修正させていただく。

説明は以上である。

【意見等】

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

なぜ事業手法の選定においてプロポーザル方式を選択するのか。

(平岡福祉相談課地域福祉係長)

財産管理課からの助言や国土交通省のガイドラインを参考にプロポーザル方式を選択した。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

「民間事業者の提案余地が少ない」とはどういうことか。

(宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

コンサルが各事業者にヒアリングを行ったところ、「収益を上げる事業を考えにくい」等の意見があった。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

各施設に必要な面積が決まっているから提案の余地が少ないということであれば、階層を増やすなどの考えも含めて計画を整理していただきたい。

(須田総務部長)

基本計画で内容が作りこまれているにもかかわらず、プロポーザル方式を選択する理由は何か。

(平岡福祉相談課地域福祉係長)

様々な施設が入るため、会議室や共有スペースの有効な活用方法を提案できる設計者を選定するためにプロポーザル方式を考えている。ただ、プロポーザル方式の活用を積極的に検討したいと考えているが、確定ではなく、いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討していく。

(山崎都市建設部長)

追加資料 No. 10～14のオープンスペースに関する記述は、都市建設部としては必ず反映していただきたい。

基本構想の段階でも「まちなかの交流やにぎわいづくり」などが位置付けられており、「まちなか」という表現を使っている。

都市建設部でも駅周辺のまちづくりや歩きたくなるまちづくりをかなり力を入れて進めており、まちなかの賑わいに寄与する施設ということはとても重要になると思う。

現在の基本計画だと「まちなかの交流やにぎわいづくり」と記載しているにもかかわらず、それに対応する施策が施設内の交流スペースに限られてしまっているのはもったいないと感じる。

低層部や屋外のオープンスペースの活用方法などを必ず盛り込んでいただきたい。

追加資料では「追加しない」との回答が見受けられるが、改めて、追加していただきたいと要望させていただく。

また、追加資料 No. 18、19番の駐車場の出入り口について、隣が保育園ということもあり、南側に駐車場の出入り口を配置すると、交通安全対策について指摘される懸念があるため、「車の出入り口については、歩行者導線や周辺施設に配慮します」との考え方を追記した方がいいと思われる。

また、基本計画策定の進め方の話について、政策調整会議の資料として初めてこの基本計画を確認した。都市建設部所管の表現も多々あり、政策調整会議の段階で指摘すべきでないことも指摘させていただいている。

福祉部、こども・健康部中心にプロジェクトチームを立ち上げて、進めているということは重々承知しているが、最低限、事前に照会いただくよう、進め方を変えていただくようお願いしたい。

(小笠原福祉相談課長)

資料について、途中段階でも関係部署に対し、早期に相談させていただくべきであった。

また、文言修正については、検討し、加筆させていただく。

(佐藤福祉部長)

交流スペースの活用方法についての計画の策定やまちなかのにぎわいづくりなど今後の展開については福祉部だけで進めていくことは難しく、今後の課題であると考えている。

計画策定の進め方についても、御指摘のとおり、にぎわいづくりについては全庁に係わる部分なので、ご協力いただきたいと思います。

(山崎都市建設部長)

都市建設部でキッチンカーの取組を行っている中で、キッチンカーを定常的に配置することは運営の労力が大きいということを感じている。

市民からの飲食店のニーズが高いと感じているのであれば、条件面を変更してでも飲食店が入るように考えられた方が今後の運営がしやすいのではないかと思います。

(佐藤福祉部長)

都市建設部でキッチンカーを展開されているので、参考にさせていただいたが、その他の方法も検討していく。

(堤田監査委員事務局長)

配置される施設として、カフェは選択肢から無くなっているのか。

また、管理運営については、外部による委託又は指定管理による管理運営が想定されるとのことだが、現在運営中の子育て世代包括支援センターもあるので、少なくともこの部分は直営になると思われる。

(宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

喫茶店の案は無くなったわけではなく、自動販売機やキッチンカー等複数の案を検討中である。

子育て世代施設の管理運営については、検討中であるが、現時点では直営を考えている。

(益田上下水道部長)

施設の維持管理費を賄うための工夫や、交流を創出するような仕組みがあった方がいいと感じる。

(宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

御意見いただいた点について、再度検討させていただく。

(須田総務部長)

新しい公共施設を作る機会に色々な機能を盛り込み、より良い施設にするということは市として重要である一方で、ある程度の建築費用で抑える必要がある。

現時点で試算されている24億円を上限として、優先順位をつけ、必要なものから順番に配置していただきたい。

公共施設は維持管理費もかかるので、建設後、どのように運営していくかも見込みながら施設の展開を考えていただければと思う。

また、益田上下水道部長がおっしゃっていたように、この施設の中で少しでも施設のランニングコストに充てられるものを考えていただきたい。

例えば、施設全体のネーミングライツではなく、児童館部分だけのネーミングライツを募集するなどの考えもある。

また、福祉部、こども健康部だけが建設する施設ではなく、市として建設する施設なので、建設費用やランニングコストも市全体で負担することになり、他の部署の経費も少しずつこの施設にかけていくことになるので、できるだけ歳出を抑えることを考えながら進めていただければと思う。

(宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

御指摘のとおり進めていく。

また、ランニングコストについては、担当で試算を進めているので、分かり次第お示しさせていただきます。

(清水市民環境部長)

文言について、資料2、24ページ(2)景観・環境への配慮の3行目に「朝霞市環境基本計画」に準拠し、との表現を追加していただきたい。

(宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

そのように対応させていただく。

(稲葉市長公室長)

資料1の3ページ、6事業計画の(1)事業手法の選定について、文言の整理をしていただくとともに、基本計画の素案について、多数の要望・意見が出ましたので、関係部署と調整していただき、修正したうえで再度、政策調整会議にかけた方がいいのではないか。

(須田総務部長)

関係部署との調整にどの程度時間がかかるかわからないが、1月16日に臨時庁議があるので、その後に行うことも可能と思われる。

(稲葉市長公室長)

1月16日の臨時庁議後に臨時政策調整会議を行うこととしてよろしいか。

(櫻井政策企画課長)

開催時間は改めて、お知らせします。

(稲葉市長公室長)

1月16日の臨時庁議後に臨時政策調整会議を開催させていただく。

【結果】

各部と調整を図ったうえで再度、政策調整会議に諮ることとする。

【議題】

2 公立保育園の給食費の対応

【説明】

(担当課：山本保育課長補佐)

資料3をご覧ください。

昨今、物価高騰の影響により、公設公営保育園の給食食材費が高騰していることから、子ども・子育て会議とその部会の1つである保育園等利用者負担検討部会において、今後の給食費の対応について審議し、承認いただいた。

本日は、子ども・子育て会議と部会の状況を説明し、審議いただきたいと考えている。

それでは、資料3の1ページと2ページをご覧ください。

部会の第1回は、令和5年8月31日に開催し、公営保育園の給食の概要と現状として、給食費の考え方や物価高騰の影響などについて事務局から説明した。

当日、委員の皆様からは、国の交付金の状況を確認する意見のほか、牛乳の提供方法や、食材の一括購入などにより費用を抑える取組などの意見があった。

続いて、3ページをご覧ください。

部会の第2回を11月2日に、子ども・子育て会議を11月28日に開催し、今後の給食費の対応について審議いただいた。

事務局から、3ページの「(1)給食費に関する現状」として、現在の給食単価260円に対して、物価高騰により実績の費用が270円と10円の高騰があることや、支出を抑える工夫について説明した。

また、「(2)保護者アンケート」として、10月に行った給食に関するアンケートの集

計結果を説明した。一番下の「・」の「給食費の値上げについて」の質問では、「値上げはやむを得ない」が89.9%に対して、「値上げはしてほしくない」が6.0%となった。

次に4ページをご覧いただきたい。

本日、審議いただく、「3 給食費の対応」についてである。

事務局から、給食費の現状と、保護者アンケートの結果などを総合的に判断した結果、現在の給食の質を維持するための値上げとして給食単価10円の値上げをする対応案を説明し、承認いただいた。

部会の委員からの意見としては、保護者アンケートにより給食費の10円値上げに理解をいただけていると確認できたという意見や、今後の保護者への説明にあたってはこれまで市が高騰分を負担していることや支出を抑える対応も行っていることなどを説明して理解を深めてもらってはどうかという意見、また、0～2歳児の保育料を見直さないとする説明部分などへの意見があった。

最後に、「4 これまでの検討と今後のスケジュール」について、本日の政策調整会議の審議により、承認をいただいた場合、庁議に諮り、市として保育園給食費の対応について決定を行い、その後、2月以降、保護者の皆様への説明や保育園給食費徴収規則の改正などを進めていきたいと考えている。

なお、5、6ページの参考資料は、保護者アンケートの集計結果である。説明は以上である。

【意見等】

(堤田監査委員事務局長)

0～2歳児の保育料を見直さないとする説明部分については、質問されたときに備えた方がよいと思われる。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

そのとおり対応させていただく。

(須田総務部長)

保護者の負担する金額は変わらないのか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

値上げはするが、値上げ分を市が負担するので、保護者の負担額は変わらない。

(毛利危機管理監)

非常に工夫して、コストを下げる努力をしているように感じる。それでも物価の高騰に追い付いていないという現状の中で、今後、また、物価の高騰に追い付かなくなった際はその都度値上げをするという考えか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

基本的にはそのとおりである。しかし、アンケートを取った結果、8割以上の保護者から今の給食に満足しているとの回答をいただいております、現状の給食であれば、10円の値上げで対応できると考えている。

(紺清会計管理者)

来年度の市の負担額は大体どれくらいか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)
公立保育園分は約300万円である。

(須田総務部長)
令和6年度のことを資料に記載していないのはなぜか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)
令和6年度当初予算の公表後でないと記載は難しいと考えている。

(須田総務部長)
2ページ(4)物価高騰の影響で「増額の補正予算を計上する予定です。」と記載しているのはどういうことか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)
子ども・子育て会議の資料のため、そのままの表現が記載されている。

(須田総務部長)
この部分の表現は修正しないのか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)
修正させていただく。

(須田総務部長)
また、「国の交付金を活用して」との文言があるが、交付金の活用方法はまだ決定していないため、この表現も見直した方がいいと思われる。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)
そのとおり対応させていただく。

(太田議会事務局長)
公立保育園の給食費を市が負担するとのことだが、公立以外の保育園は現状どうなっていて、今後市が負担することはあるのか。
また、この対応について庁議で決定した後、議会、議員にはどのように報告するのか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)
民間の保育園については、それぞれの民間保育園が給食費を徴収しており、基本的には保育園が独自に金額を設定している。市では民間保育園の給食費が上昇し過ぎることを防ぐために上限を設定し、その範囲内の給食費であれば、市で補助金を出している。
また、議員にはお知らせという形で通知したいと考えている。

(須田総務部長)
令和7年度に公立保育園への補助がなくなるとしたら、民間保育園の補助もなくなるのか。

(玄順こども・健康部次長兼保育課長)

そのとおりである。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市マンション管理適正化推進計画の策定

(担当課：細田開発建築課住宅政策係長)

それでは、「議題（3）朝霞市マンション管理適正化推進計画の策定」について、説明させていただきます。

まず、資料4朝霞市マンション管理適正化推進計画策定の概要についてである。

本計画策定に当たっての背景や目的について、居住形態の一つとしてのマンションは、それぞれの区分所有者で構成されており、建物の維持管理に当たり、その意思決定の難しさや修繕等に対する技術的判断の難しさなど多くの課題を抱えている。

適切な管理がされず放置された場合は、建物が老朽化し、外壁が落ちるなど、近隣に悪影響を及ぼす可能性もある。

マンションの老朽化につきましては、本市のみならず、全国的な懸念事項となっており、今後も一層見込まれていることから、「改正 マンション管理 適正化法」が令和4年4月に施行され、国が定めた基本方針等を基に、自治体が「マンション管理適正化推進計画」を策定し、それぞれのマンションの管理計画を審査・認定するなどして、適正管理を推進することが可能となった。

このような背景もあり、マンション管理の主体である管理組合を支援するなど、マンションの良好な居住環境の確保を図ることを目的に、本計画を策定するものである。

次に、策定に向けた主なスケジュールについて説明させていただきます。

昨年の2月から3月にかけて、市内全ての分譲マンション241団地 に対し、アンケート調査を実施した。

また、9月には管理組合を対象としたヒアリング、意見交換を行い、それらを踏まえた計画素案を作成し、10月から11月にかけてパブリック・コメントを実施した。

本日の政策調整会議及び今月下旬に開催される定例庁議に計画案を諮り、来月中を目途に、計画の策定及び管理計画認定制度の運用を開始する予定で考えている。

以上が計画策定の概要である。

続いて、資料5朝霞市マンション管理適正化推進計画（案）についてである。

計画内容について説明させていただきます。

1ページでは、計画策定の背景や目的のほか、計画期間が5年間であることを記載している。

「マンション管理 適正化法」第3条の2第2項では、推進計画には、こちらの『計画期間』のほか、『目標』や『施策』、『普及啓発』などの7つの項目を定めることと規定されており、本計画案には、全て盛り込んでいる。

次に、2ページでは、市内マンションの現状や課題について記載している。

現状としては、築20年前後のマンションが多くなっており、今後、高経年マンションの増加とともに、居住者である管理組合役員の方達の高齢化が一層進むことなどを課題としている。

続いて、3ページでは、1ページ目で説明した「計画期間」以外の、法律で定められた項目を記載している。

まず、(1)の目標については、高経年マンションの急増に備え、全てのマンションが適正に維持管理されていることを目標とし、具体的な成果指標については、今後5年間の運用状況を踏まえて検討することとしている。

次に、(2)の管理状況の把握のための措置につきましては、今後も適宜アンケート調査などを実施することや、「管理状況届出制度」の導入等を検討することとしている。

(3)の施策については、「管理計画認定事務」を開始することや、無料相談窓口の継続実施等に関し、記載している。

続いて、4ページ(4)の「朝霞市マンション管理適正化指針」については、国が示した指針と同様の内容とすることとしている。

次に、(5)の普及啓発につきましては、マンションの適正管理について関心の低い管理組合にも情報が行き渡るよう、広報やホームページ等を活用していく旨記載している。

そして、(6)のその他必要な事項としては、管理計画の認定は、5年更新と法で規定されており、更新をしなければ効力を失うため、その旨を記載している。

最後に、5ページでは、昨年の2月から3月にかけて実施したアンケート調査の抜粋、特に推進計画に関連する主な項目を掲載している。

実際のアンケートは、設問が全34問あり、その集計・分析結果は、計画書の公表と併せて、「アンケート調査結果報告書」として、市ホームページで公開する予定している。

以上が、「議題3 マンション管理適正化推進計画の策定」についての説明である。

【意見等】

(須田総務部長)

市が行うことが具体的に把握できない。

計画策定後、市は何を行うのか。

(細田開発建築課住宅政策係長)

資料5、3ページ(3)に記載している管理計画の認定事務を行う。マンションを管理組合が長期修繕計画を適正に作成しているかや積立金が適正な額になっているか等について、具体的に助言・指導を行うことを考えている。

(須田総務部長)

その内容は計画に記載しないのか。

(山崎都市建設部長)

資料5、3ページ(3)の記載内容を修正させていただく。

(太田議会事務局長)

認定は市長が行うのか。

(村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

そのとおりである。

(太田議会事務局長)

認定を受けると固定資産税の減額措置があるとのことだが、そのメリットは計画に記載しないのか。

(村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

暫定措置のため、期間限定で記載するよう対応する。

(毛利危機管理監)

アンケートの項目はどのように定めたのか。

(細田開発建築課住宅政策係長)

所沢市のアンケートを参考に作成した。

(清水市民環境部長)

庁内連絡会では空き家等対策計画も示されていたが、空き家等対策計画はこれから策定するのか。

(細田開発建築課住宅政策係長)

空き家等対策計画もマンション管理適正化計画と並行して策定を進めており、来月の政策調整会議、庁議に諮る予定である。

(須田総務部長)

より計画の内容を把握しやすいタイトルに変更することはできないのか。

また、計画を立てることの重要性を記載した方がいいのではないか。

(山崎都市建設部長)

全国共通で使っているタイトルなのでこのまま使用させていただく。

また、計画の内容については追記する形で修正させていただく。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。